

## 第2 法テラスの業務内容

法テラスは、①情報提供（アクセスポイント）・連携、②民事法律扶助、③国選弁護士・国選付添人の選任、国選被害者参加弁護士の選定、④司法過疎対策、⑤犯罪被害者援助を主たる本来業務とし（同法30条1項）、そのほかに、業務方法書に定めるところにより、国、地方公共団体その他の営利を目的としない法人等からの委託を受けた業務を行うことができるものとされている（同条2項）。さらに、後述する総合法律支援法改正（2017〔平成29〕年1月24日施行）により、⑥大規模災害被災者援助（他に先行して2016〔平成28〕年7月1日施行）、⑦認知機能が十分でない特定援助対象者（高齢者・障害者）の援助、⑧特定侵害行為（DV、ストーカー、児童虐待）を現に受けている疑いのあると認められる者の援助が追加された。